



10月1日(水)から

すいとう

水痘（水ぼうそう）・高齢者肺炎球菌ワクチンが 定期予防接種になりました

対象となる人は、町内委託医療機関（本紙30ページ参照）へ直接お申し込みください。

水痘予防接種

対象者

①通常対象者

1～3歳未満の人（2回接種）

※9月末に個別通知しています。

②経過措置者（平成26年度のみ）

3～5歳未満の人で水痘ワクチンを受けたことがない人（1回接種）

受け方 表1参照

必要なもの

● 予診票（2部複写）

※必ず保護者が黒ボールペンで記入してください。

● 母子健康手帳 ● 健康保険証

注意事項

● 過去に水痘ワクチンを受けた人は、表1を参照のうえ、残りの必要回数を受けてください。

● 水痘ワクチンは生ワクチンですので、接種後27日以上あけてから他の予防接種を受けてください。

● 過去に水痘ワクチンを受けた人は、表1を参照のうえ、残りの必要回数を受けてください。

過去の接種歴などに応じた水痘ワクチンの受け方（表1）

区分	① 1～3歳未満	② 3～5歳未満
水痘ワクチンを受けたことがない人 (水痘にかかった人を除く)	2回接種(※) 標準的な接種時期と間隔 初回…生後12～15月で1回接種 追加…1回目接種後、6～12月の間において1回接種	1回接種(10月1日(水)～平成27年3月31日(火)まで)
水痘ワクチンを1回受けた人	残り1回接種	接種対象外
水痘ワクチンを2回受けた人、 水痘にかかった人	接種対象外	接種対象外

※通常（2回接種）対象者で、3歳までに1回定期接種を受け3歳を超えた場合は、残り1回を定期接種として公費負担で受けることはできません。

高齢者肺炎球菌予防接種 対象者

①平成26年度に表2の年齢となる人
※9月末に受診券（ハガキ）を郵送していただきますので、ご確認ください。

②接種当日に60歳以上65歳未満の人

で、心臓・腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいのある人（医師が該当すると認めた人）

※①・②の人で、任意接種として平成26年9月30日以前に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は、対象外となります。

実施期間

10月1日(水)～平成27年3月31日(火)

※各医療機関の休診日に注意して、期間内に接種しましょう。

必要なもの ● 受診券（ハガキ）

● 自己負担金（3000円）

※生活保護受給者は健康福祉課社会福祉係（☎34・2098）へ事前にお申し出のうえ、自己負担金免除の手続きをすると自己負担金は

対象者一覧表（表2）

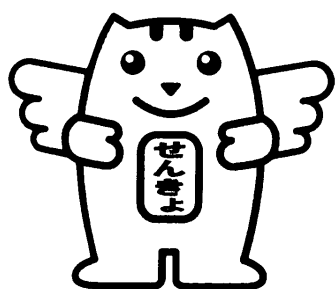
年齢	対象生年月日
65歳	S24年4月2日生まれ～S25年4月1日生まれ
70歳	S19年4月2日生まれ～S20年4月1日生まれ
75歳	S14年4月2日生まれ～S15年4月1日生まれ
80歳	S9年4月2日生まれ～S10年4月1日生まれ
85歳	S4年4月2日生まれ～S5年4月1日生まれ
90歳	T13年4月2日生まれ～T14年4月1日生まれ
95歳	T8年4月2日生まれ～T9年4月1日生まれ
100歳	T3年4月2日生まれ～T4年4月1日生まれ
101歳以上	T3年4月1日以前の生まれ

免除されます。

※町外のかかりつけ医などで接種を希望する場合は、事前に手続きが必要ですので、受診券、自己負担金、印鑑を持って保健センターへお越しください。

必要ですので、受診券、自己負担金、印鑑を持って保健センターへお越しください。

問 保健センター ☎ 33・8000



明るい選挙のイメージキャラクター
選挙のめいすいくん

豊かな田原本町を築くため、投票しましょう 田原本町長選挙の投票日は 11月16日(日)です

図

町選挙管理委員会事務局(町役場内)
☎ 34・2106

任期満了に伴う田原本町長選挙が、

11月11日(火)告示・立候補届出、11月16日(日)投票・開票の日程で行われます。

私たちのまちの代表者を選ぶ大切な選挙です。住みよい、豊かな田原本町を築くため、棄権することなく投票しましょう。

投票できる人

平成6年11月17日以前に生まれた人で、平成26年8月10日以前から引き続き住民登録をしている人(投票日までに出転した人は、投票できません)

選挙人名簿の縦覧

今回の選挙に投票できる人を登録(選挙時登録)した選挙人名簿を縦覧できます。

日時 11月11日(火)

午前8時30分～午後5時

場所 選挙管理委員会事務局(町役場1階)

立候補予定者説明会

日時 10月7日(火)午前10時

場所 町役場1階101会議室

立候補届出日

日時 11月11日(火)

午前8時30分～午後5時
場所 町民ホール(町役場西側)

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の受付は11月4日(火)で終了します

田原本町臨時福祉給付金等給付事業実施本部
☎ 33-9001、☎ 33-9002

給付金の対象と思われる人でまだ提出していない人は、広報7・8月号の折込か、健康福祉課窓口や町内公共施設にある申請書申込はがきを早めに提出してください。

申請書送付申込はがきを提出し、申請書(請求書)が届いた

人は、必要事項を記入のうえ添付書類をそろえて受付期限内に提出してください。

受付期限 11月4日(火)まで(午前8時30分～午後5時15分/土・日曜日、祝日を除く)

提出方法 健康福祉課窓口へ直接、または郵送振込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

町役場や厚生労働省(の職員)などがかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず町役場や警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。